

情報（各国の動向）

台湾の社会保障（第3回）
台湾の高齢者介護制度について

小島 克久*

Ⅰ はじめに

台湾では、わが国よりも急速な高齢化が見通されている。そのような中、介護制度の構築が進みつつある。そこで今回は、台湾の介護制度について取り上げる。

Ⅱ 台湾の介護制度

1 制度の基本的な仕組み

台湾の介護制度は、「老人福利法」（老人福祉法、1980年制定）、「長期照顧服務法」（介護サービス法、2015年制定）のほか、「長期照顧十年計画」（介護サービス十年計画、長照1.0、2008年から実施）に基づく税財源での制度で2016年まで実施されてきた。

その基本的な仕組みを見ると、対象者は、①65歳以上の要介護者、②55歳以上の山間部の先住民、③50～64歳の障害者などである。介護サービスの利用希望者は、直轄市や県市政府に要介護認定を申請する。要介護（軽度、中度、重度の3段階）と認められると、公的な介護サービスを利用できる。介護サービスとして、在宅ケア（訪問介護、訪問看護など）、地域（通所）ケア（デイサービスなど）、施設ケアの3種類があり、在宅と地域ケアは要介護度別の利用限度枠（時間数）の範囲で利用できる。施設ケアは原則として重度で低所得の者が無料で利用できる。そのほかに、移送、

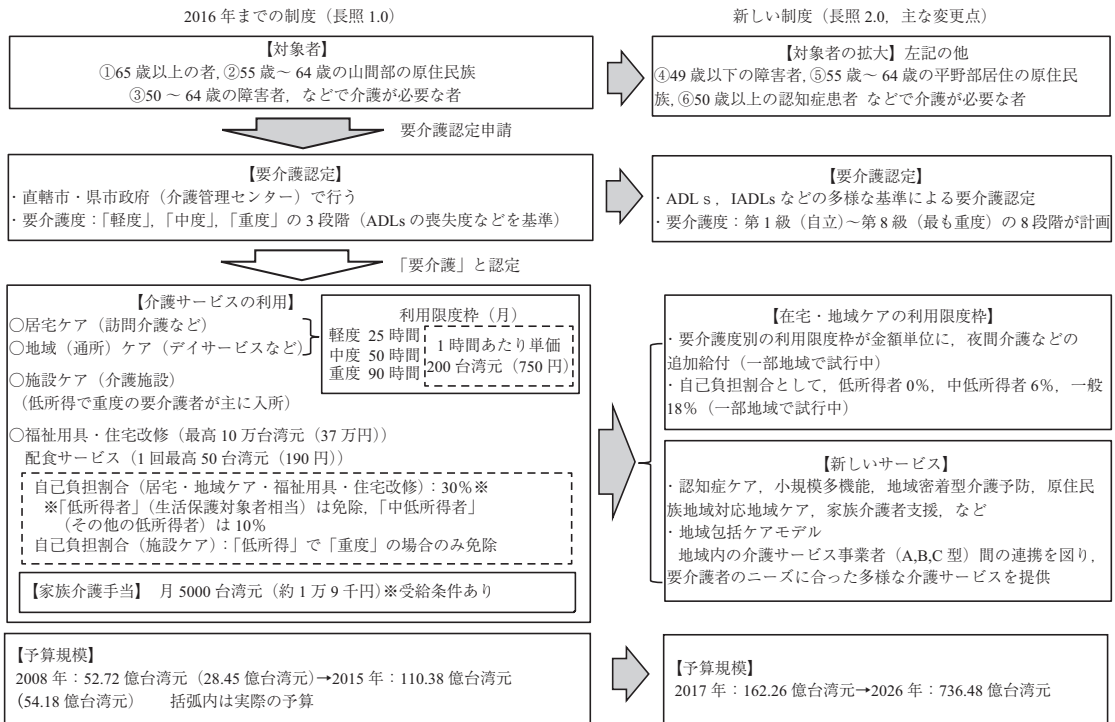
配食、レスパイトケア、住宅改修や福祉用具への補助等がある。在宅や地域ケア等での自己負担割合は、低所得者（生活保護対象者相当）は無料、そのほかの者は所得に応じて10%、30%である。そして、家族介護手当として「中低収入老人特別照顧津貼」があり、重度の要介護高齢者を同居家族（就業していないなどの条件がある）が介護している低所得世帯に月額5,000台湾元（約1万9千円）を支給する制度である（図1）。

2 「長期照顧十年計画2.0」での変更点

「長期照顧十年計画」は2016年に政権交代した蔡英文総統のもと、「長期照顧十年計画2.0」（介護サービス十年計画2.0、長照2.0）に衣替えし、2017年から順次実施されている。基本的な仕組みは変わらないが、主な変更点として、①対象者の範囲を拡大し、「49歳以下の障害者」、「50歳以上の認知症患者」などを加える、②サービスの種類を拡大し、「認知症ケア」、「地域密着型介護予防」、「小規模多機能サービス」、「原住民族地域密着型ケア」（原住民族の習慣に配慮した介護サービス整備、人材の育成）、「退院準備支援」などを加える、③地域密着の介護サービスの体制として、「地域包括ケアモデル」を構築する（後述）、などがある。

また、在宅・地域ケアの新しいサービス提供の方法が一部地域で試行されている。要介護認定が従来の3段階から、8段階（軽い方から第1級から第8級）に細分化され、第2級以上の認定者を対象に利用限度枠（金額）の中で介護サービスを提供す

* 国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長



出所：衛生福利部資料から作成。

図1 台湾の介護制度の仕組み—これまでの制度と新しい制度（一部）—

る。利用限度枠の外で夜間の介護サービスなどを対象にした加算も行われる。自己負担も低所得者は無料、そのほかの者は所得に応じて6%、18%となる。この仕組みは2018年から台湾全土で実施される予定である（図1）。

長照2.0は、2017年から2026年までの10年計画である。必要な費用として、2017年は162.26億台湾元（約605億円）、2026年は736.48億台湾元（約2,747億円）であると見通されている。

3 台湾版「地域包括ケアシステム」

「長照2.0」では、「地域包括ケアモデル」（社団整體照顧體系）の構築を目指している。これは、わが国の「地域包括ケアシステム」を参考にした、地域密着型の介護サービスモデルである。地域の介護サービスの量と種類の増加、介護事業所間の連携を図ることなどが目的である。その特徴として、地域内の介護サービス拠点を、①介護サービ

ス提供のほか、地域で指導的な役割を果たすA型、②多機能かつ専門的な介護サービスを提供するB型、③介護予防や配食などを提供するより身近な介護サービス拠点であるC型、に類型化し、A型を中心に地域内でB型やC型の拠点と連携して介護サービスを提供する。連携はA型の事業所による指導、会議、移送サービス等による。2016年10月からモデル事業が実施されているが、今後の整備目標として、A型は469カ所（市町村相当の地域ごとに少なくとも1カ所）、B型は829カ所（中学校区ごとに1カ所）、C型は2,529カ所（3集落ごとに1カ所）が掲げられている。

III 検討されていた「介護保険」

台湾では、「長期照顧保險法」（介護保険法）が検討され、国民党の馬英九総統時代の2015年6月に法案が立法院（議会）に送られた。しかし、民

進党の蔡英文政権になった2016年7月にこの法案はいったん撤回され、今に至っている。法案の主な内容は、①保険者は「中央健康保険署」（医療保険の保険者）、②被保険者は台湾の全住民、③保険料算定ルールは「全民健康保険」（医療保険）に準じる、④要介護認定を行い、給付は身体介護、訪問看護、住宅改修、福祉用具、レスパイトケア、各種家族介護者支援などの14種類、⑤介護サービス利用時の自己負担割合は15%（上限および低所得者への減免あり）、などであった。

Ⅳ 介護ニーズの大半を担う「外籍看護工」 （外国人介護労働者）

台湾では「外籍看護工」（外国人介護労働者）が多い。「外籍看護工」は、「就労服務法」（就労サービス法）に基づく手続により、要介護者のいる家庭や一部の施設で雇用される。在留期間は原則3年間である（その後は最大12年間まで延長が可

能）。2015年現在で約22万人の「外籍看護工」が就労しており、ほとんどが家庭で就労している。労働部の調査（2015年）によると、「外籍看護工」のほとんどが女性であり、25～34歳が47.6%を占める。国籍別ではインドネシア国籍が83.3%を占める。彼らの月額平均賃金は1万8,770台湾元（約7万円）と、台湾の最低賃金（2015年で月額2万8台湾元（約7万5千円））より低い。「長期照顧服務法」の中では彼らは「個人看護者」（家庭で個人的に依頼・雇用した介護者）とされ、定期的な介護技能訓練を実施する計画である。

Ⅴ 台湾の介護保障の現状

台湾の介護保障の主な現状をまとめると表1のとおりである。まず、要介護認定者（介護サービス利用者）は長照1.0が年間を通して実施された最初の年である2009年には約2.4万人であったが、2015年には約17万人へと達している。

表1 台湾の介護保障の現状

1. 要介護認定者（利用者）		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	年平均伸び率
人数（名寄せ済み）		23,963	70,567	94,337	113,203	142,146	155,288	170,465	-	38.7%
介護サービスカバー率（高齢者）		5.70%	16.30%	21.00%	27.00%	31.80%	33.20%	33.96%	-	-
2. 居宅、地域ケア		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	年平均伸び率
居宅ケア	利用者数	22,392	28,398	33,193	37,994	41,486	43,584	46,428	48,962	11.8%
	介護サービス従事者数	4,794	5,591	6,353	7,118	7,463	7,675	8,368	8,988	9.4%
デイサービス（認知症高齢者ケアを含む）	利用者数	615	898	1,206	1,780	1,878	2,314	2,993	3,917	30.3%
配食サービス	一人あたり利用日数	104.2	133.0	272.6	277.6	277.8	270.3	248.8	280.1	15.2%
移送サービス	一人あたり利用（往復）	16.5	20.4	9.9	10.1	10.5	11.5	12.3	13.3	-3.0%
3. 施設ケア		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	年平均伸び率
施設数		1,066	1,053	1,051	1,035	1,035	1,063	1,067	1,082	0.2%
定員		54,567	55,066	56,090	56,910	57,675	59,280	59,869	61,082	1.6%
利用者数		40,183	41,519	42,819	42,808	43,496	45,298	46,264	47,181	2.3%
利用率		73.64	75.40	76.34	75.22	75.42	76.41	77.28	77.24	
介護サービス従事者数（ヘルパーなど）		10,707	11,041	12,212	12,711	13,069	14,522	15,097	16,236	6.1%
4. 介護手当（現金給付）		2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	年平均伸び率
受給者数（月平均）		7,263	7,862	8,116	9,042	9,152	9,077	9,470	9,448	3.8%
支給総額（月平均、万台湾元）		3,535	3,814	4,062	4,529	4,587	4,555	4,753	4,746	4.3%

出所：衛生福利部統計をもとに作成。

次に介護サービス利用状況をみると、居宅ケアの利用者数は、2009年の2万2,392人から2016年の4万8,962人へと増加した（年平均増加率：11.8%）。認知症ケアを含むデイサービスの利用者数は、2009年の615人から2016年の3,917人へと増加した（年平均増加率：30.3%）。また、配食サービスの提供を利用者一人当たりの日数で見ると、2009年の約104日から2016年の約280日、移送サービスは、2009年の利用者一人当たり16.5往復から2016年の13.3往復へと年による変動を持ちながら推移している。施設ケアの利用者数は、施設数の変化がほとんどないにもかかわらず、2009年の4万183人から2016年の4万7,181人へと増加した（年平均増加率：2.3%）。そして、「中低収入老人特別照顧津貼」（家族介護手当）の受給者数は、

2009年の7,263人から2016年の9,448人へと約1.3倍に増加している。

参考文献

- 広井良典・駒村康平 編著（2003）『アジアの社会保障』、東京大学出版会。
増田雅暢・金貞任 編著（2015）『アジアの社会保障』、法律文化社。
小島克久（2015）「台湾における介護保障の動向」『健保連海外医療保障』No.106, pp.1-12。
金成垣・大泉啓一郎・松江暁子 編著（2017）『アジアにおける高齢者の生活保障 持続可能な福祉社会を求めて』、明石書店。
衛生福利部webサイト <http://www.mohw.gov.tw>（2017年11月30日最終確認）。

（こじま・かつひさ）